

町会・自治会等に参加しませんか？

市内の各町会・自治会等は自主的に組織・運営を行い、地域の皆さんの交流や相互扶助を目的に組織された団体です。地域の皆さんがお互いの親睦を深め、住みよい快適なまちをつくるために情報交換、レクリエーション活動、青少年育成活動、環境美化活動、防災、防犯、交通安全活動等を行っています。また、回覧板や掲示板にて、各種お知らせや情報なども提供しています。

ぜひ、安心・安全で快適な地域社会をつくっていく一員として、お住まいの地域の町会や自治会等に参加してください。

※住所によっては、町会・自治会組織がない地域もあります。

〔問い合わせ〕地域活性課市民活動推進係

狛江団地自治会の皆さんによる清掃活動

町会・自治会等一覧

名 称	区 域
多摩川住宅イ号棟自治会	西和泉一丁目
多摩川住宅二棟団地管理組合法人	西和泉二丁目
狛江団地自治会	和泉本町四丁目7
和泉北町会	和泉本町三丁目27～39
北久保町会	和泉本町二丁目9～11、16～18
狛江一中西町会	和泉本町二丁目32～34
丸山自治会	和泉本町二丁目4～8
松原睦会	和泉本町三丁目5～9
駄倉町会	東和泉一丁目1～3、9～28
狛江セントラルハイツ管理組合	和泉本町一丁目36
覚東町会	東野川一丁目、二丁目1～4、11～14、東野川四丁目13～22 西野川一丁目2～24
銀行町親和会	東和泉一丁目4～8、二丁目1～8、 岩戸南一丁目13の一部、 岩戸北三丁目23の一部
猪方町会	猪方すべて
駒井町会	駒井町すべて
岩戸町会	岩戸北すべて、岩戸南すべて
小足立町会	東野川二丁目5～10、15～16、 18～22、三丁目1の一部、2～14、 19～22、四丁目1～12 西野川一丁目1、26、27、二丁目、 三丁目、四丁目
小覚むつみ会	東野川四丁目19の一部、23～28
都営東野川2丁目アパート自治会	東野川二丁目17
狛江ハイタウン管理組合	東野川三丁目15～17
神代団地自治会	西野川一丁目25
和泉本町一丁目町会	和泉本町一丁目
ソシア多摩川管理組合	中和泉四丁目16
中和泉5丁目町会	中和泉五丁目
北久保A団地	和泉本町二丁目25～31
元和泉1丁目町会	元和泉一丁目



まもなく税の申告時期です

平成21年度市民税・都民税の申告と、平成20年分所得税の確定申告の受け付けを2月16日(月)から始めます。3月16日(月)が受付最終日となりますが、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、早めに申告されますよう準備をお願いします。

〔問い合わせ〕市民税・都民税は課税課。所得税は武蔵府中税務署 ☎ 042 (362) 4711

市民税・都民税の申告 所得税の確定申告

申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く)
※課税課では、2月22日(日)・3月15日(日)(午前9時～午後3時)も申告の受け付けを行います。ご利用ください。

提出先

〔市民税・都民税申告書〕課税課
〔所得税確定申告書〕武蔵府中税務署
※計算・記入済みの確定申告書は、申告期間中(2月22日(日)・3月15日(日)を含む)課税課でもお預かりします。

税務署への電話は自動音声案内になりました

税務署に電話をかけた後は、自動音声案内に従い用件に応じて「1」番か「2」番を選択してください。

国税に関する一般的な相談を受けたい場合は、「1」番を、税務署へ問い合わせがある場合は、「2」番を選択してください。

なお、武蔵府中税務署では2月22日(日)・3月1日(日)も開庁し、確定申告の受け付けと相談を行いますのでご利用ください。

※税金の納付相談や確定申告の作成会場にお越しになる場合は事前の予約は必要ありません。

平成20年分の申告の 税務署窓口での相談、 申告書の提出および 納付の期間

〔所得税〕2月16日(月)～3月16日(月)
〔個人事業者の消費税・地方消費税〕3月31日(火)まで
〔贈与税〕2月2日(月)～3月16日(月)
※「所得税の確定申告の手引き」および「申告書用紙」は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からもダウンロードできます。

税務署職員が確定申告書の 作成方法をアドバイスします

確定申告書の作成について、税務署職員がアドバイスをを行います。来場の際には、申告に必要な資料・筆記用具・電卓などをお持ちください。

当日、午前8時から中央公民館入口で配布する整理券の番号順に受け付けますが、定員になり次第締め切ります。※土地・建物の譲渡所得、株式譲渡、相続、贈与の相談は行いません。

■確定申告書作成アドバイス日程・税理士会無料相談

月 日	定 員	相談時間	会 場
1月23日(金)	250人	午前9時30分～正午 午後1時～4時	中央公民館 地下ホール
1月26日(月)	220人		
1月27日(火)	220人		
1月28日(水)	140人		

※ご自身で確定申告書を作成していただきます。
※28日(水)のみ税理士会による無料相談です。
※2月にも確定申告の無料相談があります。

e-Taxをご利用 ください

e-Taxは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届け出などの手続きができる国税電子申告・納税システムです。※詳細は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)またはヘルプデスク ☎ (0570) 015901でご確認ください。
〔e-Taxはここが便利〕

確定申告はインターネットで 国税電子申告・納税システム(e-Tax)

国税の申告や納税、法定調書等の提出が、税務署に出かけなくても、自宅やオフィスでできる便利でうれしいサービスです。

e-Tax をご利用いただくための3つのステップ

- STEP 1 電子証明書を取得します。
- STEP 2 開始届出書を提出して利用者識別番号を取得します。
- STEP 3 電子証明書などを登録します。

申告・納税・申請すべておまかせ e-Tax
詳しくは

電子証明書の 取得はお早めに

所得税の確定申告をe-Taxで申告される方は、電子証明書の取得が必要です。確定申告時期が近づくと、窓口が大変混雑しますので、電子証明書の取得は早めにお願います。
電子証明書の申請には、住民基本台帳カードが必要です。本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの写真付きの証明書が必要となる場合もあります。
〔問い合わせ〕市民課

平成21年度償却資産の申告

土地・家屋以外で事業（工場・事務所・店舗・アパート・駐車場等）の用に供すること

ができる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する償却資産を法人・個人を問わず申告することになっています。

初めて申告する方は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。
〔提出先・問い合わせ〕2月2日(月)までに課税課へ。

■償却資産の例示

資産の種類	課 税 客 体
構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、内装、外装、庭園、そのほか土地に定着する土木設備等
機械および装置	旋盤、ボール盤、プレス機、モーター、ポンプ、科学機械、コンベアー、医療機械、そのほか物品の製造・加工等に使用する機械および装置等
船舶	ボート、釣り船、貨物船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両および運搬具	フォークリフト、構内運搬車、自転車、大型特殊自動車、ロードローラー、ブルドーザー、パワーショベル、タイヤローラー等（ただし、自動車税・軽自動車税が課税されるものは除く）
工具・器具および備品	机、椅子、計算機、測定工具、検定工具、応接セット、陳列ケース、ロッカー、医療用機器、理容・美容機器、金庫、タイプライター、自動販売機、冷蔵庫、テレビ、クーラー、そのほか各種工具および備品等

※アパートや駐車場等を経営されている場合、土地・家屋以外の資産（エアコン、外溝、塀、アスファルト舗装、砂利敷、フェンス等）は、償却資産に該当します。

生活安定応援事業を ご利用ください

■支援メニュー

	事業名	概要
公共職業訓練	就職チャレンジ支援事業	▽都内 4 カ所に設置の「就職チャレンジ支援相談室」で就職をサポート ▽年間100コース以上の豊富な職業訓練を実施 ▽職業訓練受講者に対する受講奨励金の支給（月額約15万円） ▽採用企業に対する助成金制度
	職業能力開発センターの職業訓練	就職チャレンジ支援事業以外
東京都が指定する職業訓練・就職のための講座 （生活サポート特別貸付の貸付要件となる講座）	東京しごとセンターのセミナー	東京しごとセンターで実施する講座、セミナーのうち指定された講座
	インターンシップ（介護保険施設等実施）	特別養護老人ホーム等において、就労を希望する方に対し、インターンシップの受け入れを実施
	キャリアカウンセリング・能力開発講座（東京都福祉人材センター実施）	介護福祉士、ヘルパー等の資格を持つ方の再就職を支援（カウンセラーによるマンツーマンアドバイス、能力開発講座の実施）
	介護福祉士等の修学資金貸与制度	指定する養成施設での修学資金の貸し付け（無利子） 〔貸与金額〕月額 3 万 6,000 円×修学月数 〔償還免除〕知事の指定する施設で一定期間業務に従事した場合
	その他の講座	働く方の職業能力向上を目的として民間企業が実施する講座のうち、東京都が認める講座（通学講座、通信講座）

■生活サポート特別貸付事業

貸付資金	貸付限度額	適 要
生活資金無利子貸付金	60 万円	一度に申請できる額は 30 万円
就職等一時金無利子貸付金	50 万円	転居資金、就職支度資金・技能習得資金

■収入要件基準表

扶養人数(人)	0	1	2	3	4	5	6
総収入（円）	176 万	260 万	320 万	380 万	440 万	490 万	550 万

対 象

次のすべての要件に該当することが必要です。
▽世帯の生計中心者であること
▽都内に引き続き 1 年以上在住していること
▽課税所得が一定額以下（単身

一定の所得以下（生活保護受給者を除く）の方の生活安定を図るために、生活安定応援事業を行っています。
事業内容は、生活相談や就職支援、一定の要件を満たした方への資金の貸し付けで、支援メニューの各事業・生活サポート特別貸付事業・チャレンジ支援貸付事業（別表参照）から成り立っています。
事業によって要件が異なりしますのでご注意ください。

※共通要件のほかに、次の各要件を満たす必要があります。
■就職チャレンジ事業
▽公共職業訓練受講開始日に、65 歳未満であること
▽在学中でないこと

は年額 50 万円以下、扶養がある場合は年額 60 万円以下）、または「収入要件基準表」（別表参照）に基づき、総収入額が基準額以下であること（ただし賃貸物件に住んでいる場合は、月額 7 万円を限度に家賃支払額を総収入から減額）
▽預貯金等の保有額が 600 万円以下であること
▽現に居住している住宅、山林、田畑以外の土地、建物を所有していないこと
▽生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと

講座により貸付条件や内容が異なります。
■チャレンジ支援貸付事業
対象となる子どもがいること。
〔問い合わせ〕粕江市社会福祉協議会 ☎（3 4 8 8） 0 2 9 4

▽正社員として就業中でないこと
▽雇用保険法第 13 条に規定される基本手当の受給資格を満たす者でないこと
▽指定された公共職業訓練を受講し、都内で就業する意思があること
▽職業訓練受講後、すぐに就職できる生活状況および健康状況にあること
■生活サポート特別貸付事業
東京都が指定する職業訓練・就職のための講座を受講すること。

■チャレンジ支援貸付事業

貸付資金	対 象	貸付限度額	摘 要
学習塾等受講料貸付金	中学校 3 年生	15 万円	対象者が高校や大学に入学した場合は償還免除
	高校 3 年生	20 万円	
大学等受験料貸付金	高校 3 年生	3 万 5,000 円× 3 校	



—その 180—

昭和初期 弁財天池

約 200 年前に書かれた『江戸名所図会』に出てくる泉龍寺弁財天池は昭和のはじめには 1 分間に 9 立方メートル、水温は夏冬を通して 13 度という水を一年を通して湧き出していた。だから夏は冷たく、冬は温かくて特に寒い日など湯気を立てていた。

そしてこの水は清水川となつて流れ出し流域の田んぼを潤していた。特にこの水は日照りの夏も枯れることがなかったので、感謝の気持ちから、下流の村々では毎年水年貢として収穫物の一部を泉龍寺に納めていた。

また小田急線が開通してまもないころ四谷区教育会が池の南に 50 メートルプールを造つて、夏には都会の子どもたちを泳がせた。冷たいことさえ我慢すれば、きれいな水を十分使えたし、季節はずれには釣堀にもできた。

この池は小さい子どもにとつてもよい遊び場だった。周囲の樹木がまだ閑散としていたから日当たりがよく、砂利道はめつたに車が通らないので寝そべるのによかった。深さも子どもの腿くらい。その上、サワガニやイモリ、モエビ、ハヤ、アユ、ウナギなどがいたので、それらを網で捕つては遊んでいた。清水川は多摩川につながっている

ので、遡上してきた魚がこで行き止まって住み着くのである。特にこの池には、藻で巣をつくって卵を産むというムサシト

ミヨ（トゲウオ）がいたり、捕ってきたモエビはかき揚げにして食べることができた。

水がきれいだったからカワニナもいた。だから夏になるとゲンジボタルが輝いて、幻想的な光を放った。

池から流れ出したところに洗い場があった。農家の人たちは採れたばかりの野菜や洗濯物をリヤカーに積んでそこに持ってきては洗っていた。

夏になり日照りが続いたとき、和泉の人たちが雨乞いをするのもこの池が多摩川だった。村の代表が大山に行っていただいてきた水をこの池に流しながら「さんげさんげ六根清浄」と唱えてお祈りをするのである。

島の中央には弁財天の祠がある。『江戸名所図会』にも出てくる古いもので、元禄 6 年と刻まれている。その中には頭が人で、体が蛇の形をした弁財天が入っていたが、今はお寺に納めて代わりのものを入れてある。

そのほか昭和 7 年に四谷区教育会が寄進した灯籠。宝暦 2 年にまわり地藏尊の賽銭をもって架けられた石橋など、みな霊泉としての信仰の賜物である。

いま弁財天池特別緑地保全地区の一部（弁財天池の東側）になっているところには松の葉という料亭があった。そこには堀った池があつて水が湧き、中央には橋が架かつていて、一艘の舟が浮かんでいた。その澄んだ水の中にはアユやヒギイなどを飼

っていて、それを客に釣らせた。料理にして出していた。

井 上 孝

（粕江市文化財専門委員）

住宅瑕疵担保履行法

～資力確保の準備に関するお知らせ～

信頼と安心のもとに住宅を供給できるよう、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が施行されます。

平成 21 年 10 月 1 日以降に新築住宅を引き渡す場合は、保険加入または供託のいずれかの対応が必要となります。

▽建設業者、宅地建物取引業者の皆さん「保険等の準備はお済みですか」

10 月 1 日以降に引き渡す住宅は保険か供託が必要です。特に保険は工事中に検査を行うため、着工前の申し込みが必要で、準備を忘れないようにしてください。

保険法人への問い合わせは、
（株）住宅あんしん保証 ☎（3516）6333、（助）住宅保証対策室 ☎（5253）8111

「還付金詐欺」にご注意ください

主税局や税務署職員を装い、医療費や税金などの還付金があると言葉巧みにだまして、携帯電話から指定した電話番号にかけよう指示し、金融機関の ATM（現金自動預払機）を操作させ、多額の金額を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内でも多発しています。

主税局では、還付金をお渡しするために、金融機関等の ATM の操作を求めることは絶対にありません。ATM の操作を求められたら、それは

行政について

● 1 月の夜間・日曜納税窓口の税の納め忘れはありませんか？

▽日曜窓口（日時）25 日（日）午前 8 時 30 分～午後 5 時
▽夜間窓口（日時）29 日（木）午後 8 時まで

〔会場〕納税課

なお、平成 20 年度市民税・都民税（第 4 期分）、平成 20 年度国民健康保険税（第 7 期分）は、2 月 2 日（月）までに納めてください。※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕納税課

● 転入・転出の届け出は早めに

引っ越しに伴う転入の異動届出は、新しい住所に住み始めてから 14 日以内に、お住まいの区市町村へ届け出をすることになっています。

この住民基本台帳法の規定による届け出は、予定されている定額給付金をはじめ各種手当等の支給や選挙人名簿への登録等、住民に関する事務処理の基礎となるものですので、早めに正確な届け出をお願いします。

外国人の方も住み始めてから 14 日以内にお住まいの区市町村へ届け出をしてください。

〔問い合わせ〕市民課

● 環境保全実施計画推進委員会市民委員募集

環境保全等の取り組みを市民・事業者・行政の参加と協働

● 老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付します

です。市では環境保全実施計画推進委員会を開催しています。

〔対象〕市内在住・在学・在勤の 18 歳以上で、平日夜の会議に出席できる方

〔募集人員〕3 人以内
〔任期〕4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間

〔申し込み・問い合わせ〕2 月 2 日（月）までに作文「環境について思っていること」（字数制限なし）をまとめ、別紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・市のほかの審議会等に属する方は、その名称を記載の上、持参または郵送（必着）で、環境管理課環境整備係へ。

● 環境保全審議会市民委員募集

狛江市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため必要な事項を審議する会議です。

〔対象〕市内在住・在学・在勤の 18 歳以上で、平日の会議に出席できる方

〔募集人員〕8 人以内
〔任期〕4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 2 年間

〔申し込み・問い合わせ〕2 月 2 日（月）までに作文「環境について思っていること」を 400 字程度にまとめ、別紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・市のほかの審議会等に属する方は、その名称を記載の上、持参または郵送（必着）で、環境管理課環境整備係へ。

保険料額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を 11 月上旬に送付しています。

確定申告をする際には、この証明書と 10 月 1 日以降に納付した保険料の領収書を併せて添付してください。

また、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、平成 20 年に初めて国民年金保険料を納付された方については、2 月上旬に「控除証明書」を送付することとなります。

紛失等による再発行や「控除証明書」に関する問い合わせは、控除証明書専用ダイヤル ☎0570（070）117、IP 電話・PHS からは ☎（6748）8882 へ。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎042（361）1011

● 国民年金保険料の収納業務を民間に委託しています

東京社会保険事務局では、市場化テスト事業の一環として、国民年金保険料の未納となつていいる方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促および保険料の収納業務を、民間に委託して実施しています。

委託事業者には、納付督促に必要となる国民年金保険料の未納情報を提供していますが、個人情報保護の保護に関する法律や独自の取扱規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏えい、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じて

います。

民間事業者の担当者が保険料を預かって収納する場合は、お客様が保険料の納付書を持っていく場合に限られています。

社会保険庁が発行した保険料の納付書をお持ちでない方から、現金を預かり、領収書を発行することはありませんのでご注意ください。

〔委託事業者と照会先〕（株）もしホットライン ☎（0120）917707

〔実施期間〕平成 22 年 9 月 30 日まで

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 ☎042（361）1011

審議会等の公開

● 公共施設再編方針策定委員会

〔日時〕1 月 19 日（月）午後 7 時から

〔会場〕4 階特別会議室

〔問い合わせ〕政策室企画法制担当

● 狛江市社会教育委員の会議

〔日時〕1 月 20 日（火）午後 6 時 30 分から

〔会場〕301 会議室

〔問い合わせ〕社会教育課社会教育係

● 第 9 回狛江市総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会

〔日時〕1 月 27 日（火）午後 7 時から

〔会場〕中央公民館

〔問い合わせ〕体育課 ☎（3430）1141

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払い方法

今までは、過去 2 年間保険税の未納がなかった方や、年金収入 180 万円未満の方の保険料を世帯主・配偶者が支払う場合にのみ「口座振替」を選択できましたが、平成 21 年度からは「年金からのお支払い」（特別徴収）と「口座振替」のいずれかを無条件で選ぶことができるようになります。

印、保険証をお持ちになり、健康支援課保険年金係へ申し込みください。

1 月 30 日（金）までに申請された方は、4 月分の年金天引きから中止され、口座振替に変更となります。それ以降に申請された方は、6 月分以降からとなります。

現在、保険料（税）が年金から差し引かれている方で、口座振替での支払いを希望される場合は、「口座振替依頼書」の提出が必要です。振替希望口座の通帳、通帳の届け

介護保険料の滞納と給付制限

65 歳以上の方で介護保険料に一定期間以上の滞納がある場合、滞納期間に応じて次の保険給付が制限されます。

〔滞納期間と制限の内容〕

▽滞納 1 年以上（償還払い化）

サービス利用料の全額（10 割）をいったん自己負担し、申請後、市から保険給付費（9 割）を支給します。

▽滞納 1 年 6 カ月以上（給付差し止め）

償還払い化された保険給付費の支給を、申請後も保険料が支払われるまで差し止めます。

▽滞納 2 年以上（給付額減額）

保険給付費が 9 割から 7 割

健康と衛生

健康診査

■1 歳 6 カ月児健康診査

〔日時〕2 月 2 日（月）受付時間は午後 1 時～1 時 30 分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成 19 年 7 月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っている幼児の歯ブラシ

※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181

■3 歳児健康診査

〔日時〕2 月 12 日（木）受付時間は午後 1 時～1 時 30 分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成 18 年 1 月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。

〔問い合わせ〕健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181

予防接種

■BCG 接種

〔日時〕2 月 3 日（火）受付時間は午前 10 時～10 時 30 分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕生後

教室

■認知症予防講演会「介護の現場から見た認知症」

〔日時〕1 月 29 日（木）午後 2 時～4 時〔会場〕中央公民館〔対象〕65 歳以上の高齢者およびその家族の方〔定員〕80 人〔内容〕認知症についての理解を深め、自宅で簡単にできる認知症予防の運動〔講師〕中西直子さん（アースサポート（株）保健師）※軽い運動のできる服装でご参加ください。

〔申し込み・問い合わせ〕16 日（金）から介護支援課高齢者支援係へ。

■ママ・パパ学級（3 回制）

現在第 1 子妊娠中のお母さん・お父さんのための講座です。妊娠中の生活、出産、育児について学びながらお友だちづくりをしませんか。

〔日程〕毎月（2 月を除く）〔会場〕あいとびあセンター〔内容〕▽1 回目 妊娠中の生活・家族

計画、妊婦体操（実習）▽2 回目 赤ちゃんのいる生活（先輩ママの話）、妊娠中の食事・食生活バランスチェック、赤ちゃんのママパパのためのサービス▽3 回目 赤ちゃんの沐浴・おむつ交換（実習）、パパのための妊婦体験、育児の話とほのぼののふれあいなど

市内在住で 18 歳以上の軽度知的障がい者および発達障がい者〔定員〕20 人〔内容〕一般的な対人関係および知り合いとの対人関係〔講師〕山本良典さん（東京都心身障害者福祉センター）、堀江まゆみさん（白梅学園大学教授）

〔申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181 へ。

■育児学級

生後 5・6 カ月児の保育と離乳食について勉強します。受講中は民生・児童委員の協力により乳児をお預かりします。

〔日時〕2 月 5 日（木）受付時間は午後 1 時～1 時 20 分（3 時 30 分終了予定）〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕第一子目の保護者〔定員〕先着 25 人〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具

〔申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181 へ。

■自立生活上プログラム学習会

知的障がい者の対人関係について

▽家族・支援者向け〔日時〕1 月 31 日（土）午前 10 時～正午〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕知的障がい者の家族および支援者

〔定員〕70 人〔内容〕対人関係におけるトラブルの傾向や対策

〔講師〕堀江まゆみさん（白梅学園大学教授）

▽当事者向け〔日程〕2 月 7 日（土）・3 月 7 日（土）（2 回制）〔時間〕午後 1 時 30 分～3 時 30 分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕

市内在住で 18 歳以上の軽度知的障がい者および発達障がい者〔定員〕20 人〔内容〕一般的な対人関係および知り合いとの対人関係〔講師〕山本良典さん（東京都心身障害者福祉センター）、堀江まゆみさん（白梅学園大学教授）

健康相談

■育児相談

子どもの身長・体重も測れます

〔日時〕1 月 28 日（木）午前 9 時 30 分～11 時 30 分〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳

〔問い合わせ〕健康支援課健康推進係 ☎（3488）1181

小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕月～金曜日（当院の休診日は除く）

〔受付時間〕午後 7 時～9 時 30 分

〔対象〕15 歳以下の急病のお子さん

※事前に電話をしてから受診
○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日夜間診療室」

☎（3488）2061

休日診療

〔診療日〕18 日・25 日

〔受付時間〕午前 9 時～11 時 30 分・午後 1 時～4 時 30 分

〔会場〕あいとびあセンター

○休日応急診療所

☎（3488）9121

○休日歯科応急診療所

☎（3488）9171

○休日診療薬局

☎（3488）1519

24 時間
医療機関案内

○狛江消防署

☎（3480）0119

○東京消防庁救急相談センター

☎＃7119

○ひまわり

☎（5272）0303

http://www.himawari.metro.tokyo.jp/

公民館

◎中央公民館

☎（3488） 4411

■女性問題講座「もつとゆたかに生きたいから」
「粕江の女性たちからのメッセージ」
「日程」左表のとおり
「時間」午後2時～4時
「定員」約30人

日 程	内 容	講 師
2月5日(木)	一人暮らしの高齢者を支えて	中山友子さん (若葉会)
2月12日(木)	歴史を学び続けて	相馬光子さん (あけぼの)
2月19日(木)	子どもと本の豊かな出会いを	市川光代さん (粕江の学校図書館を考える会)
2月26日(木)	音楽と平和を愛して	奥村喜代子さん (粕江市音楽連盟)

図書館

◎中央図書館

☎（3488） 4414

■親子読書推進事業絵本講座
▽ことばの喜び・絵本の力―赤ちゃんに絵本を
「日程」▽2月12日(木) (0～1歳の部)▽26日(木) (2～3歳の部)
「時間」午前10時～正午
「対象」乳幼児への読みかきと興味関心のある方
※子ども連れでも入場できます
「講師」渡辺順子さん (すずらん文庫主宰) ※おはなし会も行います。

▽布の絵本からのメッセージ
「日時」2月12日(木)午後1時30分～4時
「対象」布の絵本に興味関心のある方
「講師」渡辺順子さん (東京布の絵本連絡会代表)
▽読みかきせのすすめ―小学生に本を読むということ
「日程」2月13日(金)・20日(金)
「時間」午前10時～正午
「対象」小学生への読みかきと興味関心のある方
「講師」波木井やよいさん (日本子どもの本研究会) (定員) 先着20人 (両日参加できる方優先) (申し込み) 各講座とも1月16日(金)午前10時から

◎上和泉地域センター
☎（3489） 9101

■上和泉おはなし会
「時間」各



◎和泉児童館
☎（3480） 1441

■スタッフタイム「たこ作り」
「日時」1月23日(金)午後3時～5時
「対象」小学生 (幼児保護者同伴可)
■お母さんの折り紙タイム
「おりがみかざり」
「日時」1月26日(月)午前10時30分～11時30分
「対象」乳幼児の保護者 (定員) 先着10人

回とも0歳からの部午後3時15分から・4歳からの部3時45分から
▽1月19日(月) (絵本) 十二支のはじまり・ふしぎなやどや・まほうのまほうびん
「折り紙」こま▽26日(月) (絵本) もりのセーター
「おはなし」おいしいおかゆ (工作) 紙皿まわし

◎南部地域センター
☎（3489） 2150

■なんぶおはなし会
「日時」1月16日(金)午後3時30分から
「対象」幼児・小学校低学年 (絵本) ぶくろ (紙芝居) おむすびころりん (折り紙) おに

■卓球大会
「日時」1月30日(金)午後3時～5時
「対象」小学生

■折り紙タイム「おひなさま」
「日時」2月4日(水)午後3時30分～4時30分
「対象」小学生 (定員) 先着15人

◎岩戸児童センター
☎（3489） 5414

■シアターレインズおはなし会
「日時」1月21日(水)午後4時～4時30分
「対象」幼児から (保護者同伴) (内容) 季節にちなんだ楽しいお話

◎多摩川保育園
☎042(483) 4667

■園庭開放
「日時」1月29日(木)午前10時～11時 (雨天中止)
「内容」人形劇・園庭開放・子育てに関する相談

住民交流
友好都市

山梨県小菅村 ②

～多摩川流域郷土芸能フェスティバル～

小菅村から橋立神楽が
出演しました



橋立神楽保存会による「三番叟」

12月7日にエコルマホールで開催された「第9回多摩川流域郷土芸能フェスティバル」に、小菅村からも橋立神楽保存会19人が出演しました。
橋立神楽は200年以上の歴史をもつ神楽で、今回演じられた「三番叟」は、十二幕ある神楽のうちの一幕で40分以上の長い幕です。今回で第9回となる多摩川流域郷土芸能フェスティバルは、多摩川イベントラリーに参加している4市町村をはじめ、多摩川流域の郷土芸能が競演することに

より、住民の交流を深めるために実施されているものです。開催地の粕江市はもちろんのこと、小菅村のお隣となる東京都奥多摩町や山梨県丹波山村も参加しています。出演した橋立神楽保存会の皆さんも、他の地域で行われている郷土芸能に触れることにより、自分たちの地域の芸能を再確認することができたようです。
今年12月に開催される第10回も小菅村は出演する予定です。また、8月から9月にかけては村内各所で地域のお祭りが催されます。ホールでの演舞とまた違ったおもしろさがある神楽殿での演舞をぜひご覧になってください。地域のお祭りの日程は7月ごろ決定しますので、興味のある方は小菅村源流振興課へご確認ください。

「問い合わせ」小菅村源流振興課 ☎0428 (87) 0111

ふるさと友好都市 新潟県山形町 22

～さらなる交流の発展へ～

2月28日(土)「第8回雪洞火ほたる祭」を
開催します

メイン会場となる川口町運動公園多目的広場では、復興への元氣と希望を雪灯りに込めて、「絆」を描きまします。2万本のロウソクで浮かび上がる白銀の大地は、雪と灯りの織り成す幻想的な情景です。
そのほかにも、郷土料理で心も体も温まる飲食ブース、子どもも大人も楽しめる雪上滑り台など、さまざまな催しを行います。また、昨年からはじめた1チーム5人で制限時間内に人力で雪を高く積み上げる「雪積み合戦」も開催します。

「申し込み・問い合わせ」1月30日(金)までに、雪洞火ほたる祭実行委員会事務局 ☎0258 (89) 3113 へ。
■えちご川口ホテルサンロイヤール「冬季特別プラン」
「期間」3月27日(金)まで
「内容」一泊二食付 (消費税込、入湯税別) 8,800円 (お一人様ご利用料金)
「特典」魚沼産こしひかり1kgのお土産付き
※詳細はえちご川口ホテルサンロイヤール ☎0258 (89) 3000 へお問い合わせください。
「問い合わせ」川口町産業振興課 ☎0258 (89) 3113

以下は 広告 枠 です

J:COM ケーブルテレビで、みる、話す、つながる。

地域密着 テレビ番組 ホームタウン調布・粕江

デジタル11ch J:COMチャンネルで好評放送中!!

2009年も粕江の地域情報をたくさんお伝えしていきます! ぜひご覧下さい!

キャスター 佐藤悦子

ケーブルテレビ・地上デジタル放送についてのお問い合わせはJ:COMまでお気軽にどうぞ。

0120-780-221

受付時間 AM9:00～PM9:00 (年中無休)

何でもご相談ください!

◎記帳指導から決算・申告まで
◎税務・融資・法律・各種相談会
◎労働保険や退職金制度の事務取扱

お問い合わせ、お申し込みは……

社団法人 武蔵府中青色申告会

TEL042-362-8466
FAX042-333-0687

府中市府中町2-25 振興会館 (中央文化センター5階)

ホームページアドレス
http://www.aokai.or.jp

申告はも子ロ-e-Taxで!

Benesse® ベネッセの有料老人ホーム

グランド粕江参番館

3月 オープン予定!

粕江市西野川2丁目

■住宅型有料老人ホーム (介護が必要な方は、ご自身の選択により地域の介護サービスを利用しながら生活していただけます) ■全室個室 ■居住の権利形態 / 利用権方式 ■ご入居対象 / 入居時自立・要支援・要介護、契約時原則満65歳以上 ■支払方式 / 一時金方式 ■広告有効期限: 2009年2月末日

ベネッセスタイルケア お客 様 窓 口

0120-17-1165

ベネッセの介護 検索

受付時間 9:00～18:00 (土・日・祝日含む毎日)

狛江市商店街振興プランの素案を公表します

パブリックコメントをお寄せください

平成15年3月に、人々が集い「こころ」が通う利用しやすい場として、商店街の活性化をすることを目的に「狛江市商店街振興プラン」を策定しました。計画実施期間は、平成19年度までのおおむね5年間で、現在平成20年度まで延伸しています。

この商店街振興プランの改定を行い、経済状況と多様化する消費者ニーズに対応する商店街の中期振興計画（平成21～25年度）を策定するため、平成20年7月24日に狛江市商店街

振興プラン策定委員会を発足し、市内事業者や市民の皆さんにアンケート調査へのご協力をいただきながら、検討を進めてきました。

今回、具体的な素案がまとまりましたので、この素案を公表し、併せてパブリックコメントを実施します。

この素案は、地域活性化課および各公共施設で閲覧できるほか、市ホームページでもご覧になれます。
（問い合わせ）地域活性化課地域振興係

商店街の現状と問題点

●商店街の問題点

▽規模が小さい

▽組織力が弱い

▽経営者の高齢化に伴うリーダーの不在

▽商店街活動の不活発性

▽客数の減少

●商店の問題点

▽経営者の高齢化

▽後継者問題

▽廃業が多く、開業が少ない

▽空き店舗の発生

●社会環境への対応

▽安全・安心、環境問題

▽ITの活用

課題

▽買物支援機能の充実

▽商店街組織の活性化

▽産・学・官の連携・協働

基本理念

「文化豊かに、安全・安心、便利さ、楽しさを演出する商店街づくり」～地域社会の再生・活性化の中核として

商店街は、「商品の提供の場」全であり、安心して人々が集う場であるとともに、「地域でのコミュニケーションの場」の役割を担っていることに基づくと考え、地域の文化や伝統を継承し、安

基本方針

●お客様のこころに応える努力をする商店街・個店等を支援します

お客様のニーズを把握し、どうしても満足していただけないかを常に考え、経営の改革を行うことが大切です。

こうしたお客様立場に立った経営を目指し、努力を続ける商店街・個店を中心に積極的に支援していきます。

●関係部署・関係機関等との連携を行います

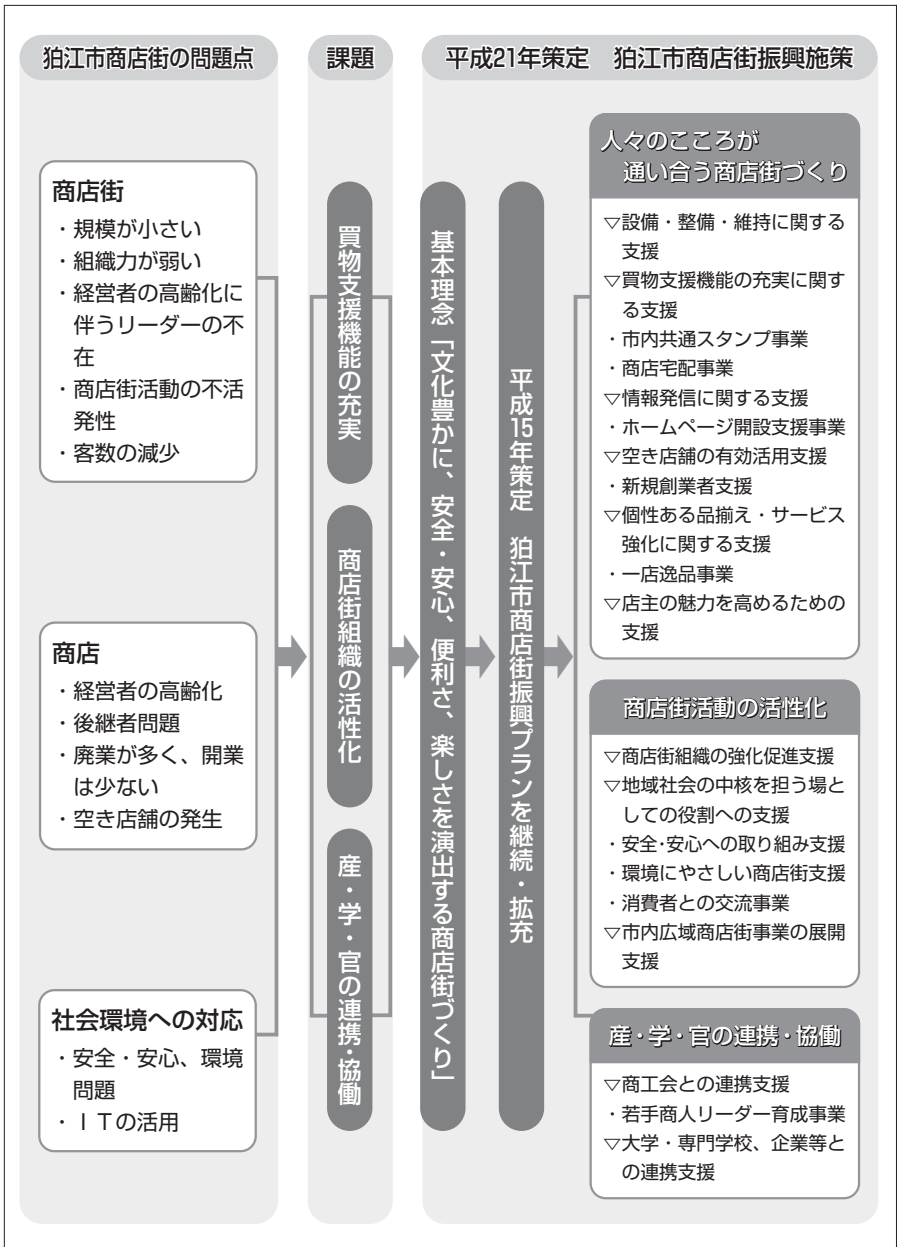
計画を実現していくために、市の関係部署や関係機関との調整または連携を行い、商店街に関連する事業との連携も図ります。また必要に応じてNPO法人や市民の活動団体等と連携して、商店街支援に取り組みます。

●財源を確保します

施策を着実に実施していくた

めには、安定的な財源確保が必要で、計画的な予算措置を行うとともに、東京都、国、商工会、中小企業支援機関等の補助制度の積極的な活用を図っていきます。

■狛江市商店街振興施策の全体構成



商店街振興施策の全体構成

●人々のこころが通い合う商店街づくり

お店に関係する人すべてが、「こころが通い合う」ことを念頭に置き、集客力向上のため買物支援機能の充実を図っていくとともに、空き店舗の有効活用などの施策を検討し実施していきます。

●商店街活動の活性化

「法人化への環境づくり」を継続し、小規模商店街の連携・統合を進め商店街の組織基盤の強化を図るとともに、高齢者や障がい者、子育て中の母親たちにやさしい街づくり、防災・防犯の拠点として、非常時連絡場所等の役割を担うなど安全・安心な街づくり、生活環境の改善・

商店街振興施策の重点事業

- ▽市内共通ポイントカード（スタンプカード）事業
- ▽商店宅配事業
- ▽ホームページ開設支援事業
- （コマエリアの充実推進）

向上に向けた地域貢献活動を行うなど環境に配慮した街づくりを目指し、消費者との情報交換をもちながら商店街の活性化につなげていきます。

●産・学・官の連携・協働

商店および商店街は、行政、商工会および大学等との連携を積極的に進め、関係機関と協働し、商店街活動を通して地域コミュニティとしての機能を担っていきます。

パブリックコメント・ご意見等をお寄せください

- ▽空き店舗の有効活用支援
- ▽一店逸品事業
- ▽消費者との交流事業
- ▽安全・安心への取り組み支援
- ▽環境にやさしい商店街支援
- ▽新規創業者支援